

一般社団法人 次世代看護教育研究所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 次世代看護教育研究所と称し、英文名では、Research Institute for Next-Generation Nursing Education (略称 RINGNE) と表記する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、看護にかかわる次世代の人材を育成するための教育活動を通じて、医療分野の発展に寄与し、それをもって社会に貢献することを目的とする。その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 看護教育に関する研究活動
- (2) 看護教育に関する教材、書籍、出版物等の企画、制作、発行、出版
- (3) 看護教育に関するセミナー、イベント、講演会等の企画、開催、運営
- (4) 看護スキルに関する認定、検定事業
- (5) その他、当法人の目的達成のために必要な事業及び関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区大久保二丁目4番12号に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として、社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の成立後に社員となるには、所定の入社申込書を提出して、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人に対して、経費を支払う義務を負わないものとする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。その名簿をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員名簿とする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出
- (2) 死亡
- (3) 除名

2 社員の除名は、除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、第16条の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第13条 各社員は各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議事項)

第 15 条 次の事項は社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款及び諸規程の変更
- (5) 当法人の解散及び残余財産の処分
- (6) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(社員総会の特別決議)

第 16 条 第 14 条の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款及び諸規程の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 17 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上6名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務及び権限)

第21条 代表理事は、本法人を代表し、その職務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき、職務を執行する。

3 監事は、以下に掲げる職務を執行する。また、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を要請すること

(5) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠で選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任

されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 24 条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(招集)

第 27 条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第 28 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の不分配)

第34条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(残余財産の分配)

第35条 当法人は、解散したとき、その残余財産を次のいずれかに者に帰属させる。

- (1) 国若しくは地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人

第7章 定款の変更等

(定款変更)

第36条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたとき

(定款に定めのない事項)

第 38 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。